鳥取県告示第457号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

			T	T
調査を行った	調査を行った時	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
者の名称	期			
鳥取市	平成20年度から	鳥取市(福部町左近の一部)の	鳥取市福部町左近の	平成22年7月20日
	平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	一部	
]]	,,	鳥取市 (河原町高福及び釜口の	鳥取市河原町高福及	,,
,,	"	各一部)の地籍図及び地籍簿	び釜口の各一部	"
倉吉市		倉吉市 (関金町野添及び関金町	倉吉市関金町野添及	
	"	明高の各一部) の地籍図及び地	び関金町明高の各一	"
		籍簿	部	
若桜町	平成18年度から	若桜町 (大字諸鹿の一部) の地	若桜町大字諸鹿の一	
	平成21年度まで	籍図び地籍簿	沿	"
智頭町	平成12年度から	智頭町 (大字西宇塚の一部) の	智頭町大字西宇塚の	
	平成18年度まで	地籍図び地籍簿	一部	"
	平成14年度から	智頭町(大字河津原及び東宇塚	智頭町大字河津原及	
"	平成21年度まで	の各一部)の地籍図び地籍簿	び東宇塚の各一部	"
三朝町	平成18年度から	三朝町 (大字吉尾の一部) の地	三朝町大字吉尾の一	,,
	平成20年度まで	籍図及び地籍簿	部	"
	平成19年度から	三朝町(大字西尾及び大字西小	三朝町大字西尾及び	
"	平成20年度まで	鹿の各一部) の地籍図及び地籍	大字西小鹿の各一部	"
		簿		
琴浦町	平成18年度から	琴浦町 (大字赤碕の一部) の地	琴浦町大字赤碕の一	
	平成21年度まで	籍図及び地籍簿	部	"
日南町	平成19年度から	日南町 (新屋の一部) の地籍図	日南町新屋の一部	
	平成21年度まで	及び地籍簿		"
		日南町(花口[603]の一部)の	日南町花口[603]の	
"	"	地籍図及び地籍簿	一部	"
1	1		1	l